

2021年5月20日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号8604
東証・名証第一部

当社および当社子会社に対する欧州委員会の決定について

野村ホールディングス株式会社(代表執行役社長 グループCEO:奥田健太郎、以下「当社」)およびその英国子会社であるノムラ・インターナショナルplc(以下「NIP」)は、英国時間5月20日、欧州委員会(The European Commission、以下「EC」)から、NIP元社員2名の過去の行為につき欧州競争法違反があるとして、129,573,000ユーロの課徴金支払を命ずる決定を受けました。

ECは、NIP元社員2名について、2011年中の約10カ月の間、欧州国債の買付または取引に関連して、欧州経済領域(European Economic Area)における反競争的な行為に関与したとしています。

決定の内容を十分に精査のうえ、欧州裁判所への提訴を含めた対応を検討していきます。

なお、本課徴金額は全額引当済であり、当社の2022年3月期連結業績において本決定による損失は発生しません。

以上